

議員提案第64号

新潟市国民健康保険条例の一部改正について

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成22年6月16日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

渋谷明治

明戸和枝

目崎良治

飯塚孝子

風間ルミ子

小山哲夫

渡辺有子

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新潟市国民健康保険条例（昭和34年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1条」の次に「・第1条の2」を加える。

第1章中第1条を第1条の2とし、同条の前に次の1条を加える。

（目的）

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第1条の社会保障及び国民保健の向上に寄与するため、同法第75条に規定する補助を含め、国民健康保険事業の健全な運営を確保することを目的とする。

第12条第1項第1号中「100分の7.30」を「100分の6.50」に改め、同項第2号中「19,500円」を「18,000円」に改め、同項第3号中「23,400円」を「21,900円」に改める。

第12条の4の2第1号中「23,400円」を「21,900円」に改める。

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。